

独立行政法人航海訓練所
平成25年度業務実績評価調書

平成26年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

平成25年度業務実績評価調書：航海訓練所

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成25年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置				
(1) 組織運営の効率化の推進	(1) 組織運営の効率化の推進		(1) 組織運営の効率化の推進	
<p>「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」、総務省の「独立行政法人航海訓練所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び国土交通省成長戦略を踏まえ、船員の確保・育成のための基盤整備を図るとともに、より効率的な組織体制を確立する。</p> <p>内航海運業界から要請の強い内航用練習船を導入することにより、座学教育を担う船員教育機関15校（以下「船員教育機関」という。）等から委託される学生・生徒（以下「実習生」という。）に対する航海訓練のあり方を全般的に見直すとともに、要員の縮減等を含む適切な航海訓練体制を整備する。</p>	<p>船員教育機関15校（商船系大学2校、商船系高等専門学校5校並びに独立行政法人海技教育機構の海上技術学校等8校、以下「船員教育機関」という。）等から委託される学生・生徒（以下「実習生」という。）に対する航海訓練に関する昨年度の検証を踏まえ、継続的な改善を図り、その完成を目指す。</p> <p>また、内航用練習船と他の練習船との訓練分担を踏まえ、航海訓練業務の合理化及び要員の縮減等を含む適切な航海訓練体制を整備し、次年度実施に向けた準備を行う。</p>	A	<p>航海訓練に関する昨年度の検証を踏まえ、QMS（STCW 条約に基づく資質基準制度）を活用し、継続的な改善を図り、その結果を適切に反映している。</p> <p>航海訓練の「あり方」について、良質な航海訓練の提供、柔軟性・即時性ある予算執行及び安定的な業務運営を行うため、各ワーキンググループを設け検証することにより、その一部として遠洋航海規模の検証を行う等、継続的な改善を図っている。</p> <p>要員の縮減について、内航用練習船の就航に伴い要員を見直し、就業規則に定める定員表を改正している。</p>	
(2) 人材活用の推進	(2) 人材活用の推進		(2) 人材活用の推進	
<p>航海訓練実施のため必要な役職員を確保するとともに、船員教育機関、海運会社等との連携強化による、教育訓練の質の向上とその効率的な実施、及び海事関連行政機関の知見活用による、組織の一層の活性化を図るため、これらの機関等との人事交流の推進を図る。具体的には、期間中に200名程度の人事交流を実施する。</p>	<p>教育訓練の質の向上とその効率的な実施を図るため、船員教育機関、海運会社、海事関連行政機関等と期間中に40名程度の人事交流を実施する。</p> <p>また、職員採用について、必要な要員を安定的に確保する観点から、内航海運、外航海運等における船員経験者を含め、これまでに拡大した採用ルートを維持するとともに、引き続き拡大に努める。</p>	A	<p>国土交通省、船員教育機関、地方公共団体及び民間船社等と65名の人事交流を行い、連携の強化及び海事関連行政機関の知見活用に努めている。</p> <p>民間船社から教官の派遣を受け、外航海運の実態等に関する知見を活用し、航海訓練の充実を図るとともに、社船実習の充実のため船社からの派遣職員に教育訓練手法を教授</p>	

<p>また、職員採用について、必要な要員を安定的に確保するため関係機関等との連携強化を図り、採用ルート拡大に努める。</p>			<p>している。また、海技教育機構からの教官派遣を受け、座学と訓練の一貫した効果的な教育手法等について情報を共有している。</p> <p>船員確保が厳しい状況の中、必要な要員を安定的に確保する観点から、これまでの採用ルートを維持するとともに、海技士や調理師養成コースのある普通高校や水産系高校及び調理師学校への採用ルートを拡大している。</p>	
<p>(3) 業務運営の効率化の推進</p>	<p>(3) 業務運営の効率化の推進</p>		<p>(3) 業務運営の効率化の推進</p>	
<p>① 一般管理費について、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を6%程度抑制する。</p> <p>また、業務経費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を2%程度抑制する。</p> <p>② 業務のアウトソーシング</p> <p>海運業界をはじめとする関係団体等からの講師派遣による、関連業界の現状の講話等、民間の知見を活用した航海訓練業務の充実を図るほか、海事英語訓練の一部を外委託し、民間開放を継続する。</p> <p>③ 航海訓練のあり方を全般的に見直すことと併せ、航海訓練業務の効率化を図る。</p>	<p>① 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成25年度予算(第3中期目標期間初年度比3%減)を抑制する。</p> <p>② 業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成25年度予算(第3中期目標期間初年度比1%減)を抑制する。</p> <p>③(ア) 海事英語訓練を含む訓練の一部について、海運会社、関連団体等の知見を活用して航海訓練業務の充実を図るなど、民間開放を継続して実施する。</p> <p>(イ) 社会情况等に応じた航海訓練のあり方に沿った管理部門の簡素化、契約監視委員会による契約の適正化等を進めることにより、航海訓練業務を効率的に実施する。</p>	<p>A</p>	<p>一般管理費について、競争入札の徹底や光熱水料等の節減に努め、対第3期中期目標期間初年度比約3%(1,659千円)を抑制している。</p> <p>業務経費について、教科参考資料の書籍化による印刷経費、在庫管理費用等の節減に努め、対第3期中期目標期間初年度比約1%(2,566千円)を抑制している。</p> <p>海事英語訓練の実施に際しては、実践的コミュニケーション能力の向上を目的とし、関連団体の知見を活用した訓練を練習船で実施する等航海訓練業務の充実を図っている。また、施設見学、体験乗船等の業務を民間開放している。</p> <p>クラウドを用いた情報共有により文書管理の簡素化を図るとともに、契約監視委員会において契約の妥当性について検証し、引き続き契約の適正化に努めている。</p>	

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置				
(1) 航海訓練の実施	(1) 航海訓練の実施		(1) 航海訓練の実施	
<p>(a) 三級海技士養成</p> <p>三級海技士養成にあつては、日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とし、以下の訓練内容の充実を図る。</p> <p>① 船舶運航及び船員に関する管理能力向上のための実務訓練</p> <p>② 実践的コミュニケーション能力を重視した海事英語訓練</p> <p>③ SOLAS条約、ISMコード、ISPSコード等、安全・環境及び船舶保安に係る国際的動向に対応した訓練</p> <p>また、海技者に必要とされる能力を速やかに把握し、その能力を習得させるための訓練の実施を検討する。</p> <p>平成21年度から開始された社船実習制度の一層の円滑な実施に寄与するとともに、役割分担を踏まえた練習船が担う訓練内容の充実・強化を図る。</p>	<p>(a) 三級海技士養成</p> <p>日本人海技者に求められている外国人船員指揮監督能力及び国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力を強化するため、以下の取組を実施する。</p> <p>① 船舶運航の基礎訓練の充実とともに、船舶運航及び船員に関する管理能力向上のため、実習生に主体性を持たせた当直業務等を通じて、初級船舶職員として必要な技能・知識を習得させる実務訓練を行う。</p> <p>また、STCW条約マニラ改正に基づく国内法令改正に伴い、電子海図情報表示システム（ECDIS）訓練（ジェネリック・トレーニング）に関するカリキュラムを改訂し、運用を開始する。</p> <p>② 出入港作業時での指示や英語教本（海の基礎英語）を用いたリスニング訓練等により、船舶運航における実践的コミュニケーションに重点をおいた海事英語訓練を行う。</p> <p>③ SOLAS条約*1、ISMコード*2、ISPSコード*3等の国際条約に関する知識を高めるための訓練を行う。</p> <p>*1 SOLAS条約：海上人命安全条約</p>	A	<p>(a) 三級海技士養成</p> <p>日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力及び国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力を強化するため、以下の取組を実施している。</p> <p>① 船舶職員として必要なBRM、ERMの習得に必要なコミュニケーションや資質教育を意識した指導を行い、シミュレータによる事前訓練と実践訓練との併用、主体性を持たせた保守整備等を通じて、初級船舶職員として必要な技能・知識を習得させている。</p> <p>STCW条約マニラ改正（2017年1月完全実施）に対応した実習指導要領に基づく訓練を開始するとともに、ECDIS訓練に関し、関係機関と検討調整を行い、カリキュラムに反映している。</p> <p>② 出入港作業時でのコミュニケーション訓練や国際VHF訓練を中心に海事英語演習を行っている。また、他船や船舶交通（情報）サービスとの交信を実習生が主体的に行うことにより、実践的コミュニケーションに重点をおいた海事英語訓練を実施している。</p> <p>③ 国際条約に関する知識を高めるため、関連する国内法の対応状況、海事専門用語の習得に取り組むことにより、効果的な訓練を行っている。</p>	

	<p>*2 ISMコード：国際安全管理コード *3 ISPSコード：船舶と港湾施設の国際保安コード</p> <p>関係機関等との意見交換等を踏まえ、海技者に必要とされる船舶の運航技術・知識等を的確に把握し、習得させるための訓練の実施を検討する。</p> <p>また、社船実習制度の一層の円滑な実施のため、海運会社との連携を強化し、練習船実習の指導内容の充実を図る。</p>		<p>社船実習を終了した者からのアンケート結果と関係者との協議会等における各船社の要望等をマネジメントレビューに反映させ、練習船における指導内容の充実を図っている。</p>	
<p>(b) 四級海技士養成</p> <p>四級海技士養成にあつては、内航用練習船を活用して、若年船員の即戦力化、安全運航及び環境保護に係る能力強化を目的として訓練を抜本的に見直し、訓練内容の充実を図る。</p> <p>具体的には、導入する内航用練習船での訓練を、内海等を主たる海域として実施することが可能となること等を踏まえ、他の練習船での訓練と適切に組み合わせ、新たな内航船員養成訓練プログラムを策定する。</p> <p>そのプログラムにおいて、内航用練習船の活用により、内航船の常用する航路での当直業務、錨の揚げ下ろしを含む、出入港業務に係る訓練等の充実を図ることに重きを置く。</p> <p>これらにより、業界の求める、就職後の早期に単独で業務を担える能力を養成する訓練の実施に努める。</p> <p>また、内航海運が国内輸送を担う基幹産業であること、さらにモーダルシフトを担う、環境にやさしい大量輸送機関として期待されていること等、その社会的</p>	<p>(b) 四級海技士養成</p> <p>若年船員の安全運航及び環境保護に係る能力の強化を推進した即戦力化を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>①(ア) 内航用練習船の就航に先立ち、内航船員養成教育訓練プログラムの見直し結果を実習に反映させ、充実を図るとともに、更に検証を加え、次年度の本格実施を目指す。</p> <p>(イ) 内航社船実習の導入を見据え、内航船社と一層の連携強化を図り、双方の役割分担を明確にするとともに、練習船実習の一層の訓練等の充実を図る。</p> <p>② 昨年度作成した指導要領等を踏まえ、単独で航海当直や出入港時の機器が操作できる能力の強化を目指した訓練を行う。</p> <p>また、STCW条約マニラ改正に基づく国内法令改正に伴うカリキュラムの改訂とその運用を開始する。</p>	<p>S</p>	<p>(b) 四級海技士養成</p> <p>若年船員の安全運航及び環境保護に係る能力強化と即戦力化を図るため、以下の取組を実施し、訓練内容の充実、強化を図っている。</p> <p>① 内航船員養成教育訓練プログラムに夜間の投錨・抜錨、夜間の瀬戸内海の航行、バラスト操作訓練等を盛り込み、充実を図るとともに、実施に際しては安全性を確保するために十分な試行を行っている。</p> <p>内航船社実習の対象船に職員を派遣し、教育訓練手法等について意見交換等を行い、一層の連携強化を図っている。</p> <p>② 単独で航海当直や出入港時の機器が操作できる能力の強化を目指し、操船シミュレータを用いた操船訓練、簡易操船シミュレータソフト教材と国際VHF模擬通信装置を使用した少人数当直訓練等を実施している。</p> <p>STCW条約マニラ改正に対応した四級</p>	<p>・四級海技士養成にあたり、若年船員の安全運航及び環境保護に係る能力強化と即戦力化を図る養成カリキュラムを策定するにとどまらず、特に瀬戸内海の夜間航行については十分に試行して安全性を確認し、既に実習に取り入れており、これらの取組は画期的なことで高く評価できる。</p>

<p>な意義や役割を理解させたうえ、その海運を支える船員としての職業意識及び責任感・自立性の涵養を図る。</p> <p>これら訓練の充実にあっては、内航船が少人数で、しかも高齢化した船員により運航されている環境を実習生に認識させ、就職後の環境順応能力を高めるため、幅広い年齢層の、練習船乗組員を活用する。</p>	<p>③ 内航海運が、国内輸送を担う基幹産業であり、モーダルシフトを担う環境に優しい大量輸送機関として期待されていることを認識させるとともに、日常生活及び単独航海当直実習等の場を用いて、職業意識及び責任感・自立性を身に付けさせる指導を引き続き行う。</p> <p>④ 少人数で高齢化した船員により運航されている内航海運の現状を実習生に認識させ、幅広い年齢層の練習船乗組員を活用することで、就職後の環境順応能力を高めさせる。</p>		<p>海技士養成カリキュラムを策定している。</p> <p>③ 内航海運の業務形態や国民生活を支える役割を説明する特別の講義を実施し、内航海運の重要性を認識させるとともに、内航フェリー、タグボート、オイルタンカー等の船内見学の際に乗組員との意見交換を通して、職業意識及び責任感・自立性に関する知見を高めさせている。</p> <p>④ 始業前ミーティングへの参加、各種訓練・作業における指導を通じ、実習生が幅広い年齢層の乗組員とコミュニケーションを取る機会を可能な限り設け、就職後の職場環境順応能力を高めさせている。</p>	
<p>(c) その他の航海訓練の実施</p> <p>その他の航海訓練の実施にあっては、海運業界をはじめとする関係団体等の要望に柔軟に対応して訓練を実施し、それぞれに設定した実習の目的を達成できるように訓練内容の充実を図る。</p>	<p>(c) その他の航海訓練の実施</p> <p>六級海技士養成について、内航海運業界が要望する養成規模に応えつつ、短期間で航海当直能力を付与・向上させるための訓練を実施する。</p>	A	<p>(c) その他の航海訓練の実施</p> <p>六級海技士養成については、短期間で航海当直能力を付与・向上させるため、連続した航海当直に入直させるとともに、停泊・仮泊中は可能な限り操船シミュレータを用いた操船訓練を実施している。</p>	
<p>(d) 実習生の適正な配乗計画</p> <p>船員教育機関の養成定員、各船員教育機関からの科別、学年別受入実績、社船実習制度における第三者委託及び外国人学生に対する訓練要請等を踏まえるとともに、その養成目的及び関係法令の要件等に基づき、効果的・効率的な配乗を計画する。また、船員教育機関等の養成定員、受託員数等の変更に応じて、実習生の受入計画及び配乗計画の見直し</p>	<p>(d) 実習生の適正な配乗計画</p> <p>教育機関の乗船実習規模・時期の見直しに伴う船員教育機関等からの受託員数を踏まえて、実習生を適正に配乗する。また、受託員数等の変更に応じて実習生の受入計画及び配乗計画について見直し・改善を図り、効果的・効率的な次年度の計画を策定する。</p>	A	<p>(d) 実習生の適正な配乗計画</p> <p>船員教育機関等からの受託員数及びその変更に応じ、各船の配乗人員を調整し、配乗の均一化を図り、効果的・効率的な航海訓練の実施に努めている。</p> <p>高等専門学校からの実習生に対しては、海上への志向性を高めるため、平成25年度より新たに座学と実習のサンドイッチ方式の乗船システムを導入するとともに、導入に必</p>	

<p>を検討する。</p>			<p>要となる5ヶ年に及び配乗計画を関係機関と調整して策定し、その一部を平成25年度から実施している。</p>	
<p>(e) 訓練の達成目標</p> <p>船員教育機関及び海運業界との連携により、海運業界が求める船員像に係る資質の涵養及びニーズを反映した実習生の知識及び技能レベルの達成を図るとともに、再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指す。</p>	<p>(e) 訓練の達成目標</p> <p>以下の訓練に重点を置き、全員の訓練課程の修了を目指す。</p> <p>① 海運業界が求める船員像に係る資質の涵養</p> <p>② 国際条約等に基づく知識及び技能レベルの習得</p>	<p>A</p>	<p>(e) 訓練の達成目標</p> <p>海運業界が求める船員像に係る資質の涵養、国際条約等に基づく知識及び技能レベルの習得について、以下の取組を行っている。なお、実習修了率は、99.4%と高率を維持している。</p> <p>① 帆船での遠洋航海訓練を最大限に活用し、連続した航海当直を経験させる等により船員としての資質の涵養を図るとともに、「ヒヤリハット1人1件報告運動」に参加させる等により安全意識の醸成を図っている。</p> <p>船内生活に必要な協調性、規律を学ばせるため「前向き・積極性・主体的な姿勢」と「他者を思いやる心」について指導を行うとともに、船内生活の改善については実習生総員で検討させ、主体性を持たせた問題解決を実践している。</p> <p>② STCW条約に対応したカリキュラムに基づく訓練項目について、GPA制度による評価を行い、実習生各自が各項目において必要なレベルに達していることを確認している。</p>	
<p>(f) 運航設備・訓練設備等の整備</p> <p>① 練習船の安全運航の確保、環境保護の強化等に対応するため、練習船の保守整備、機器更新、老朽化対策等、及</p>	<p>(f) 運航設備・訓練設備等の整備</p> <p>① 練習船の安全運航の確保、環境保護、国際条約等への対応のため、以下の所要の工事を実施する。</p>		<p>(f) 運航設備・訓練設備等の整備</p> <p>① 練習船の安全運航の確保及び環境保護への対応を維持するため、全練習船の法定検査を実施するとともに、日本丸の静索及</p>	<p>・運航設備・訓練設備等の整備について、内航訓練用練習船「大成丸」の新造は運航設備・訓練設備の充実という観点から優れた取り組みであり、また、EC DIS訓練装置に関しては、仕様の決定だ</p>

<p>びSOLAS 条約において義務付けられる機器整備を実施する。</p> <p>ア 日本丸大規模修繕 イ 環境保護対策設備改 ウ レーダー更新 エ 無線・情報通信設備更新 オ 船橋当直者警報装置の整備</p> <p>② 改正STCW条約マニラ改正によって強制化される訓練、すなわち電子海図取扱訓練、船橋及び機関室内の資源管理に係る訓練を、効率的・効果的に実施するため、電子海図訓練装置、操船シミュレータ、エンジンルームシミュレータ等の訓練機材の導入を図る。</p> <p>③ 社会環境の変化及び運航技術の革新に合わせた航海訓練が可能となるよう、運航設備・訓練設備等の更新整備を計画的に実施する。</p> <p>④ 操船シミュレータ訓練及びエンジンルームシミュレータ訓練の実施にあたっては、同訓練の指導に携わるインストラクタの養成及び訓練プログラムの充実を図り、航海訓練の質の向上を図る。</p>	<p>ア. 日本丸の大規模修繕の一部 イ. 国際条約で新たに義務づけられた船橋当直者警報装置の新設</p> <p>② シミュレータ等訓練機材の仕様について、平成26年度の設置を目指してその仕様を固める。さらに、IMOモデルコースの要件を満たすべく、ECDIS訓練装置の更なる配備の必要性を検討する。</p> <p>③(ア) 内航用練習船に搭載すべく選定した運航設備、訓練設備・機材等について、その製造検査及び作動検査を行い、就航に備える。 (イ) 温室効果ガス削減対策に備え、船舶エネルギー効率マネジメントプラン (SEEMP) を作成する。</p> <p>④(ア) シミュレータ訓練について、航海訓練の質の向上を図るため、訓練プログラムの充実を図る。 また、職員間における訓練手法等の共有化を進め、継続的にインストラクタとしての職員育成を図る。 (イ) 船舶運航の安全、環境保護及び船員の資格等に関する国際条約の内容を取り入れた教科参考資料等を改訂し、国家試験（口述試験）を見据えた標準問題集の改訂、整備と併せて本格運用を目指す。</p>	<p>S</p>	<p>び滑車の新替工事を実施し、また国際条約で義務づけられた船橋当直者警報装置を日本丸、海王丸に新設している。</p> <p>② ECDIS訓練装置の配備の必要性を検討し、導入を決定するとともに、練習船の航海計器実機とECDIS訓練装置を組み合わせた実習プログラムを開発導入している。また、操船シミュレータについて、資料・情報収集を行い、具体的な仕様を固めている。</p> <p>③ 内航用練習船に相応しい運航設備、訓練設備・機材等を搭載した内航用練習船大成丸について、製造検査、作動検査を行い、平成26年3月に引き渡しを受けている。</p> <p>温室効果ガス削減対策に備えた船舶エネルギー効率マネジメントプラン (SEEMP) について、作成のみならず、国土交通省へ申請して承認されている。</p> <p>④ 簡易操船シミュレータに新たに海事英語による通信訓練を含んだプログラムを作成し、試行している。また、インストラクタ養成訓練を継続的に行っているとともに、訓練プログラムを作成、試行、修正し、実習訓練に導入している。</p> <p>船舶による汚染の防止のための国際条約 (MARPOL条約) の内容を取り入れた教科参考資料の改訂を行うとともに、国際条約の改正及び最近の国家試験 (口述試験) の出題傾向を反映した練習船問題集を作成している。</p>	<p>けでなく、実習プログラムを開発導入しており、時代の要請に強くマッチしたもので高く評価できる。</p>
<p>(g) 海運業界及び船員教育機関等との連携強化</p>	<p>(g) 海運業界及び船員教育機関等との連携強化</p>		<p>(g) 海運業界及び船員教育機関等との連携強化</p>	

<p>海運業界、船員教育機関等との意見交換会等を年間20回程度開催すること等により、これらの業界、機関等からの初級船舶職員に要求される知識・技術レベル及びその他のニーズを的確に把握するとともに、相互の連携強化により、航海訓練の質を向上させる。</p>	<p>海運業界、船員教育機関等との意見交換会等を年間20回程度開催する。また、海運業界等の関係者が航海訓練の現場を視察する機会を設ける。</p> <p>さらに、海運業界及び船員教育機関等との相互の連携強化により、航海訓練の質を向上させるため、船員教育に係る会議等に積極的に参画し、これらにおいて示された海運事業者等のニーズ、求められる船員像、船員教育機関及び海運事業者との役割分担等に関する意見を航海訓練に反映する。</p>	<p>A</p>	<p>海運業界、船員教育機関等との意見交換会等（計42回）や海運業界等の関係者による練習船視察会（11回）を通して、情報交換やニーズの把握を行い、得られたニーズ・意見を航海訓練に反映している。</p> <p>外航船社の実務担当者との社船実習に関する意見交換会に参画し、得られた意見を速やかに反映することにより航海訓練の質の向上に努めている。</p> <p>高等専門学校、海技教育機構等との連絡会議に参画し、配乗計画、訓練負担金の改訂に反映している。</p>	
<p>(h) 実習生による訓練評価等</p> <p>① 実習生による訓練評価に加え、航海訓練課程を修了した海運業界の海技者による訓練評価を新たに行うことにより、訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善する。</p> <p>② これまでの訓練評価を分析・検証したうえで、訓練資質基準システムに基づき実施してきたマネジメントレビューの改善を図るため、評価の対象内容及び実施回数等を見直し、一層効果的な訓練評価の実施を図る。</p>	<p>(h) 実習生による訓練評価等</p> <p>① 実習生及び当所の練習船実習を修了した海技者による訓練評価を行い、訓練の質の向上及び改善を図る。</p> <p>② QMS（STCW条約に基づく資質基準制度）マネジメントレビューの改善及び活用を図るため、実習生への質問形式や評価対象及び実施回数を見直し、航海訓練全体及び個別訓練の評価を一層充実させるとともに、効果的な訓練評価の実施を図る。</p>	<p>A</p>	<p>(h) 実習生による訓練評価等</p> <p>① 実習生への訓練評価を実施するとともに、内航船社（大手5社）の協力を得て、練習船実習を修了した海技者（海技教育機構の卒業生45名）を対象に13項目のアンケート調査を実施し、訓練の質の向上及び改善を図った。</p> <p>② アンケート結果を速やかにQMS（STCW条約に基づく資質基準制度）マネジメントレビューに反映できるようにアンケート調査の内容及び回数を見直している。</p> <p>高等専門学校の短期実習導入に伴い、乗船実習前後の実習生の意識変化、志向性の分析が可能なアンケートに改善し、実施している。</p>	
<p>(i) 職員研修</p> <p>① 職員の資質・能力の向上を図り、人</p>	<p>(i) 職員研修</p> <p>職務別・階層別に応じた職員研修計画</p>		<p>(i) 職員研修</p> <p>体系化された職員研修プログラムに基づ</p>	

<p>材の適切な配置及び業務の効率化に資するため、職務別及び階層別に体系付けた職員研修計画を適切・確実に実行する。</p> <p>② 外部への委託研修のほか、職員の知見を活用した内部研修を推進し、期間中延べ550名以上の職員に対して研修を効率的に実施する。</p> <p>③ また、航海訓練・研究活動の活性化を図るため、計画的に世界海事大学等の教育研究機関に留学させることを検討する。</p>	<p>を作成し、内航船における乗船研修等の外部研修及び外部研修を修了した航海訓練所職員が他の職員に対して実施する研修を含め、延べ110名以上の職員に対し実施する。また、研修結果を各船で利用可能な教育資料等としてとりまとめ、ポータルサイトに掲載することで、作業あるいは実習前のミーティングなど実習訓練の場に効果的に反映させる。</p>	A	<p>き、職務別・階層別に職員研修年度計画を策定し、延べ324名（行政職の職員13名、海技職及び教育職の職員237名）に対して職員研修を実施している。また、研修で得た知見を活用した船上教育、訓練の実施例を会議や刊行物等を通じて各船に紹介し、同様の取り組みを促すとともに、研修報告をポータルサイトに掲示して情報を共有し、職員教育や実習訓練の参考としている。</p>	
<p>(j) 安全管理の推進</p> <p>① 安全管理システム（SMS）及び船舶保安のシステムに基づく監査・審査の結果の反映を含め、定期的にそれらのシステムの点検・見直しを行うことにより、システムの維持・改善を図り、もって船舶安全運航の確保、海洋環境の保護、及び船舶保安の維持を図る。</p> <p>② 国際安全管理規則（ISM コード）の改正に伴い、SMS に新たに導入したリスクアセスメント、及びSMS に基づく報告文書（ヒヤリハット報告等）の情報の分析結果の活用等を適切に実施し、自己点検・リスク管理の更なる向上を図ることにより、適正な安全管理を推進する。</p> <p>③ 台風接近時等自然災害の発生する恐れのある状況における陸上からの支援について、情報通信技術を有効活用した練習船隊支援体制の強化・定着を図る。</p> <p>④ 緊急事態を想定した組織としての演習について、国内外の発生場所や事</p>	<p>(j) 安全管理の推進</p> <p>① 安全管理システム（SMS）及びISPSによる船舶運航の安全、海洋環境の保護及び船舶保安に係る管理体制の維持・向上を図る。</p> <p>② 自己点検・リスク管理の更なる向上を図り、適正な安全管理を推進するため、以下の取組を実施する。 (ア) ヒヤリハット報告について、昨年度導入した「ヒヤリハット報告強化月間」を引き続き設け、得られた分析結果を速やかに各船に周知することで安全意識の向上を図る。 (イ) 平成23年度に作成・導入した安全教育資料を更に充実させ、職員研修に活用する。 (ウ) リスクアセスメントの実施について、具体的な実施基準等を策定し、安全対策を強化する。 (エ) 職員の安全意識の向上を図るため、海運会社と連携した安全運航促</p>	A	<p>(j) 安全管理の推進</p> <p>① 安全管理体制及び船舶保安体制について、監査計画に基づく監査を実施し、船舶に不具合がないことを確認するとともに、安全管理に係る管理体制の維持・向上を図っている。</p> <p>② 「ヒヤリハット報告強化月間」（5月、11月実施）において、全職員・乗組員を対象に「ヒヤリハット1日1件報告運動」を展開して得られたデータの原因を分析（6月、12月実施）した後、事故防止対策を策定して全練習船に通知し、防止キャンペーン（7、8月実施）を行い、安全意識の向上を図っている。</p> <p>安全教育資料に特に注意を要する事例及び頻発している事例12件を加え、内容の充実を図っている。</p> <p>リスクアセスメントの実施について、基準を明確化するとともに、これを促進するための方策について検討している。</p>	

<p>態の多様性を考慮するほか、他の組織との合同演習を視野に、その内容を充実・強化し、緊急事態の対応能力の向上を図る。</p> <p>⑤ 毎年新たな目標を定めて策定する健康保持増進計画に基づく活動を推進し、練習船乗組員の自主的な健康管理を支援する体制を充実する。また、乗組員・実習生の「心の病」を予防するため、メンタルヘルスに関する相談・指導・助言体制を充実する。</p>	<p>進のための協定を継続し、意見交換等から得た情報を練習船の安全管理に活用する。</p> <p>③ 情報通信技術を有効活用した練習船隊支援体制の強化・定着を図るため、緊急事態等を想定した訓練を、練習船と合同で実施し、得られた問題点等について、事業継続計画等の内容の改正等に反映させる。</p> <p>④ 緊急事態を想定した練習船と陸上組織による合同演習を、関係機関との連携を視野に入れて企画・実施する。</p> <p>⑤ 実習生及び職員に対する健康指導の充実を図るための健康保持増進活動計画を策定し実行する。 また、カウンセラー育成研修の受講等を継続し、育成したカウンセラーを船内において効果的に活用するための心理相談等の体制整備を図り、実習生及び職員の健康管理及びメンタルヘルスに関する相談・指導・助言体制の充実を図る。</p>		<p>内航フェリー会社との意見交換から得られたヒューマンエラーを防止するためのより効果的な「指差呼称」について実施場所やタイミングを検討し、平成26年度の活動方針に加えている。</p> <p>③ 緊急事態を想定した訓練を練習船と第三管区海上保安部と合同で実施し、緊急事態における情報の所内共有化、情報の伝達手法等得られた問題点について検討し、今後の緊急事態対応に反映している。</p> <p>④ 関係機関との連携を図るため、企画段階から第三管区海上保安本部と密接に連絡を取りながら緊急事態を想定した合同演習を実施している。</p> <p>⑤ 実習生及び職員に対する健康指導の充実を図るための健康保持増進活動計画を策定し実行している。 また、練習船内の心理相談窓口としてカウンセラーの育成を継続し、育成したカウンセラーを練習船において効果的に活用するための体制整備を行い、相談・指導・助言体制の充実を図っている。</p>	
(2) 研究の実施	(2) 研究の実施		(2) 研究の実施	
<p>(a) 研究件数</p> <p>研究件数については、期間中に独自研究30件程度、共同研究25件程度を実施する。</p>	<p>(a) 研究件数</p> <p>期間中、独自研究については16件程度、共同研究については14件程度を実施する。</p>	A	<p>(a) 研究件数</p> <p>「調査研究専門部会」での審査、承認及び評価を受け、独自研究20件（新規8件、継続12件）、共同研究14件（新規5件、継続9件）の計34件の研究を実施している。</p>	

<p>(b) 研究活動の活性化</p> <p>第2期中期目標期間中に導入した研究成果の指標による年度毎の研究評価を確実に実施し、また、船員教育機関及び外部研究機関との研究交流の推進等により、研究活動を一層活性化させる。</p>	<p>(b) 研究活動の活性化</p> <p>研究成果について、指標により年度評価として結果を示すとともに、研究成果を航海訓練及び船舶運航技術に活用出来るようにとりまとめ、研究活動を一層活性化させる。</p> <p>船員教育機関及び外部研究機関との研究活動に関する意見交換や学術論文のデータベースの活用により、関連機関との研究交流を一層推進し、研究活動の活性化を図る。</p>	<p>A</p>	<p>(b) 研究活動の活性化</p> <p>研究成果の指標に基づき、各研究課題を年度ごとに法人内の専門家が評価し、各研究の進捗状況の把握や必要な助言を当該研究者に指摘することにより、研究活動の一層の活性化を図っている。</p> <p>「練習船におけるBRM訓練に関する研究」及び「銀河丸低速時の操縦性能に関する研究」を法人ポータルサイト上に掲載し、教育訓練手法及び運航上の共有資料として活用している。</p> <p>共同研究実施機関の共同研究者とデータの採取及び今後の活動に関する意見交換のほか、各種シンポジウムや学会発表会等へ32件延べ87名が参画し、研究活動に関する積極的な情報収集及び意見交換を実施するとともに、学術検索情報ナビゲータの活用により、研究に関する知見を一層深めるよう努めている。</p>	
<p>(3) 社会に対する成果等の普及・活用促進</p>	<p>(3) 社会に対する成果等の普及・活用促進</p>		<p>(3) 社会に対する成果等の普及・活用促進</p>	
<p>(a) 技術移転等の推進</p> <p>① 国土交通政策と連携するため、海事関連行政機関及び国内外の教育・研究機関等から、期間中に15機関程度、合計300名程度の研修員を受け入れ、船舶運航技術、船員教育訓練及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を積極的に実施する。</p> <p>② 海外の政府機関等の要請に応じ、期間中に5名程度の船員教育専門家を派遣する。</p> <p>③ 関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員等として、期間中に延べ</p>	<p>(a) 技術移転等の推進に関する業務</p> <p>①(ア) 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、10機関程度から合計60名程度の研修員を受け入れる。</p> <p>海外の船員教育機関からの研修員受入に際して、昨年度構築した研修の進め方を定めた研修ガイドラインを検証し、研修をより効果的かつ効率的に実施するとともに、研修の質の均一化を図る。</p> <p>(イ) フィリピン等の開発途上国の船員教育・訓練に携わる教育者を研修員として受け入れ、実船によ</p>	<p>A</p>	<p>(a) 技術移転等の推進に関する業務</p> <p>① 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、30機関から合計241名の研修員を受け入れている。また、ODA研修（計20名）について、平成24年度に策定した研修ガイドラインを有効に使用して効果的かつ効率的に実施・検証するとともに、異なる練習船において研修の質の均一化を図っている。</p> <p>開発途上国の船員教育・訓練に携わる教育者を研修員として受け入れ、実船による船員教育実務の知識、技能の向上を図り、開発途上国の船員養成に協力している。</p>	

<p>95名程度の職員を派遣する。</p> <p>特に、IMOの船員教育に係る委員会等に、継続して、期間中に6件程度の船員教育専門家を派遣し、知見の活用と他国との連携を図る。また、これまで築いた海外とのネットワークを活用した交流を図り、国際的連携を深める。</p>	<p>る船員教育実務の知識、技能の向上を図り、開発途上国の船員養成に協力する。</p> <p>② アジア人船員国際共同養成プロジェクト及び承認船員制度に基づくフィリピン・マニラ等における無線講習等、国の施策、海外の政府機関及び海事機関等の要請に応じ、職員を派遣する。</p> <p>③ 関係委員会、民間団体等からの要請に応じ、専門分野の委員、講師等として延べ19名程度の職員を派遣する。</p> <p>国際的連携を深めるため、船員に関する国際会議等への職員の派遣並びに組織または職員が構築した海外とのネットワークを活用した交流等を継続的に実施する。</p>		<p>② 国の施策、外国の政府機関、海事機関等の要請に応じ、アジア人船員国際共同養成プロジェクト（フィリピン）に延べ6名、外国海技資格の承認制度に基づく無線講習（フィリピン、インド及びブルガリア）に延べ8名の職員を派遣している。</p> <p>③ 学会、民間団体、行政機関等の関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員として59委員会に延べ150名を派遣している。</p> <p>また、国際会議としてSTW44、HTW1、MSC92及びSTW専門委員会にそれぞれ1名の職員を派遣するとともに、Global-METの年次総会及びフォーラムに参加し、法人の訓練評価手法について講演を行っている。</p>	
<p>(b) 研究成果等の普及・活用</p> <p>① 研究成果の普及・活用を推進するため、定期的に刊行物として公開するほか、航海訓練所のホームページにその概要を掲載する。</p> <p>② 研究成果の積極的な情報開示に努め、国内外の船員教育機関が取り組むべき新たな教育訓練の方法を広く提言する。また、船舶の安全運航、CO₂削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関して、練習船で取り組むことが可能な研究については、積極的に船員教育機関等と提携し、実船による諸データ及びその解析結果等を広く提供する。</p>	<p>(b) 研究成果等の普及・活用</p> <p>① 研究成果について、研究発表会の開催、定期刊行物（調査研究時報）の発行、ホームページへの情報掲載等により外部に積極的な情報発信を実施する。</p> <p>② 船舶の安全運航、CO₂削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関する研究テーマについて、練習船を活用した諸データ及びその解析結果等を外部機</p>	<p>A</p>	<p>(b) 研究成果等の普及・活用</p> <p>① 海運会社、海事研究機関等から34名の出席を受け、研究発表会を開催し、9件の研究成果を発表するとともに、調査研究時報第91号及び第92号を発行し、関連機関に配布、また、平成25年度研究計画・平成24年度研究報告をホームページに掲載し、外部に積極的な情報発信を実施している。</p> <p>② 平成24年度実施した共同研究「船舶からの亜酸化窒素排出実体の把握と削減手法の評価」の練習船測定結果を海上技術安全研究所での研究発表会で公表したほか、</p>	

<p>③ 30件程度の論文発表並びに30件程度の学会発表を行う。</p>	<p>関に対し広く開示する。また、国内外の船員教育機関が取り組むべき新たな教育訓練の方法を検討する。</p> <p>③ 6件程度の論文発表及び6件程度の学会発表を行う。</p>		<p>共同研究3件について、練習船を活用した研究成果を学会誌等で公表するとともに、共同研究5件について、実船実験を6回行い、公表に向けたデータ解析を行うなど外部機関に対し広く開示している。</p> <p>新たな教育訓練の方法として、BRM訓練及びERM訓練に係る法人の取組を海技教育機構海技高等学校の研究発表会で公表している。</p> <p>③ 論文発表6件（うち査読6件）、学会発表20件を行い、外部の評価を受けている。</p>	
<p>(c) 海事思想普及等の推進</p> <p>国民の海への関心を高め、国民生活を支える海上輸送、それを担う海運及び海運を支える船員の重要性や、航海訓練を含む船員教育の意義・役割に対する理解を深めるための活動について、国土交通省、船員教育機関、関連業界・団体等との連携強化を含め、より効果的な方策を企画し、推進する。</p> <p>① 国や地方自治体等が主催する各種イベント等への、集客力の高い練習船の積極的参加等により、国又は地域等との連携を図りつつ、社会・経済活動への寄与をも視野に入れた活動を推進する。具体的には、一般公開及びシップスクール（練習船見学会を含む）を年45回程度実施する。</p> <p>② 学校教育及び社会教育にて行われる海洋に関する教育と連携した、練習船上における、参加・体験型の</p>	<p>(c) 海事思想普及等の推進</p> <p>海事産業の次世代人材確保育成等のため、以下の海事広報に関する活動を実施する。</p> <p>①(ア) 国や地方自治体等が主催する海事関連イベントに参加し、練習船の寄港地における一般公開を12回程度実施する。</p> <p>(イ) 小中学生等を対象とする学校教育と連携した海や船に親しむ体験型のシップスクール等の活動を33回程度実施する。また、各種イベントに海事広報ブースを出展する活動を実施する。</p> <p>② 海王丸において青少年等の体験型イベント・体験航海を実施する。</p>	<p>S</p>	<p>(c) 海事思想普及等の推進</p> <p>海事産業の次世代人材確保等のため、海事広報に関して以下の取組を行っている。</p> <p>特に、内航船員確保育成のため、内航練習船「大成丸」の進水式では広く多方面に働きかけ、産業界、官公庁、学術関係及びマスコミ関係から多くの方を招待している。</p> <p>① 国や地方自治体等が主催する海事関連イベントに練習船を派遣し、一般公開を20回（見学者合計67,464名）実施している。また、海や船に親しむ活動（シップスクール）を40回（参加者3,987名）開催するとともに、練習船の寄港要請港にて海事広報ブースの出展に協力している。</p> <p>② 海王丸及び青雲丸において、青少年等の体験型イベントとして「体験航海」（8回）、「停泊中の海洋教室」（2回）、「航海を</p>	<p>・海事思想の普及等の推進について、全国の自治体等の要請に応じ、練習船の一般公開とシップスクールを合わせて60回開催し、またセイルドリルも16回実施するなど、7万人を超える参加者に対して、海事思想の普及に努めたことは高く評価できる。</p> <p>・法人全体でイベント参加や「海洋教室」の実施、ITを利用したフォロワー獲得などに多大な努力を傾けている点は目標達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</p>

<p>活動を企画し、推進する。</p> <p>③ マスメディア、インターネット、広報誌等を活用し、組織の業務計画、実績、業績評価等を広く一般に発信する。併せて広報コミュニケーション活動を推進する。</p>	<p>③(ア) 新たに立ち上げた通信ネットワークを利用して、ホームページ及びSNS*を有効活用し、業務運営に関する情報を広く国民に発信する。</p> <p>*SNS : Social Networking Service</p> <p>(イ) 航海訓練所の業務に係る団体・個人との広報コミュニケーションを、SNS、イベントブース及びシブスクール等と連携しながら推進し、海事分野の人材確保・育成に関する連携に引き続き取り組む。</p>		<p>伴う海洋教室（動く海洋教室）」1回を実施している。</p> <p>③ 情報端末等に依存されることなく利用できるように「Web アクセシビリティ」に準じたホームページにリニューアルしている。</p> <p>新たに立ち上げた通信ネットワークを利用したホームページ及びSNSを活用し、練習船行動予定及び実施報告等を情報発信している。</p> <p>Facebook においては、コメント等に適切に対応することによりフォロワー数を確実に伸ばしている。</p> <p>練習船寄港要請に関しては、寄港実績のない地方都市からの要請に出来るべく、ホームページを活用した広報を展開している。</p> <p>子ども霞ヶ関見学デー（国土交通省イベントブース）、「海フェスタ」への帆船寄港など国の施策に係る活動に連携し、海事分野の人材確保・育成に取り組んでいる。</p>	
<p>(4) 内部統制・コンプライアンスの充実・強化</p>	<p>(4) 内部統制・コンプライアンスの充実・強化</p>		<p>(4) 内部統制・コンプライアンスの充実・強化</p>	
<p>① 自己点検・評価体制を構成する様々な仕組みごとに有する監査・調査機能の確実な発揮、仕組みの相互の連携強化、その体制自体の定期的な見直し、及びより積極的な外部知見の活用を図るとともに、中期計画等に基づく業務の実績に係るモニタリング機能を強化することにより、内部評価委員会</p>	<p>以下の各項の確実な実施により、内部統制・ガバナンスの充実・強化を図る。</p> <p>① 監査・調査を確実に実施し、相互の連携強化と組織体制の定期的な見直し及び積極的な外部知見の活用を図る。また、業務実績に係るモニタリングを強化し、内部評価委員会の</p>		<p>以下の各項の確実な実施により、内部統制・ガバナンスの充実・強化を図っている。</p> <p>① 理事長による教育査察、船舶保安（ISPS）、安全管理（SMS）、航海訓練の資質基準（QMS）等の自己点検・評価システムなど、監査・調査の仕組みを確実に機能させるとともに、業務実績に関するモ</p>	

<p>を充実・強化する。</p> <p>② 全ての職員が、その体制を構成する仕組みの、いずれかに直接携わっていることについて、周知・確認するとともに、意見・提案等を求めることを推進する。</p> <p>③ 倫理・コンプライアンスに係る教育の計画的な実施等、その充実を図る。</p> <p>④ 上記各項の確実な実施により、組織の意思決定プロセスの強化を含め、内部統制・ガバナンスの強化を図り、もって組織の目的の効果的かつ効率的な達成を図る。</p>	<p>機能をより充実・強化する。</p> <p>② 内部評価委員会の下部組織である業務推進・活性化委員会を活用し、全職員が自己点検・評価の一員であることを自覚させる。また、昨年度から試行している「業務改善提案制度」をより活性化させ、意見・提案等を求めることを推進する。</p> <p>③ 「コンプライアンス・マニュアル」を活用し、職員研修等により倫理・コンプライアンスに係る教育を計画的に実施する。</p>	<p style="text-align: center;">A</p>	<p>ニタリングを実施して、業務の検証及び改善を実施している。</p> <p>理事長による教育査察は、より効果的・効率的な実施方法について手順を定め、モニタリング機能を強化している。</p> <p>内部評価委員会は、外部有識者の参画を5名から7名に増員し、外部からの意見聴取の体制を強化した上で3回開催している。</p> <p>② 業務推進・活性化委員会を6回開催し、業務改善の視点からより効果的・効率的な業務運営の実施について検討を行い、年度計画の策定、業務執行に反映させている。</p> <p>業務改善提案制度に業務改善についての提案が3件あり、ポータルサイトに掲示し、情報共有を図った。</p> <p>③ 新採用職員（33名）に対して「コンプライアンス・マニュアル」を活用した研修を実施するとともに、法人から出向する職員に対しても同様の研修を実施している。</p>	
<p>(5) 業務運営の情報化・電子化の取組</p> <p>練習船と陸上組織を繋ぐ情報通信ネットワークを一層活用した業務運営の効率化を図るため、業務運営の情報化・電子化を推進する。その推進にあたっては、情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>(5) 業務運営の情報化・電子化の取組</p> <p>① 情報セキュリティポリシーを踏まえ、昨年度にクラウド化した情報通信ネットワークを有効活用した一層の業務運営の情報化・電子化に取り組むとともに、業務の効率化を推進する。</p>	<p style="text-align: center;">A</p>	<p>(5) 業務運営の情報化・電子化の取組</p> <p>① タブレット端末及び無線ルーターを使用することにより、会議資料のペーパーレス化を開始している。</p> <p>情報セキュリティポリシーを踏まえ、平成24年度に採用したクラウドシステムを事業継続計画（BCP）の基幹媒体として組み込み、大規模災害による電源喪失時であっても事業継続計画が運用できるようにしている。</p>	

	② 電子媒体による海事に関する情報提供、証明書の発行手続等を進め、国民へのサービスを円滑に提供する。		② 訓練記録簿を電子化し、再発行に要する業務及び作成日数を大幅に削減している。また、電子申請による各種証明書等の発行手続（43件）を行っている。	
3. 予算、収支計画及び資金計画	3. 予算、収支計画及び資金計画		3. 予算、収支計画及び資金計画	
(1) 自己収入の確保	(1) 自己収入の確保		(1) 自己収入の確保	
<p>組織の業務の範囲内において、自己収入の確保を図る。</p> <p>具体的には、以下の事項について実施する。</p> <p>① 訓練受託費について、船員教育機関との協議のうえで段階的な引き上げを図る。（平成27年度11,000円）</p> <p>② 教科書等の販売等を開始する。</p> <p>③ 運航実務研修の研修受託費を引き上げる。</p> <p>④ 外航海運会社に加え、内航海運会社等についても受益者負担の在り方を検討する。</p>	<p>以下により計画的な自己収入の確保を図る。また、自己収入の拡大に向け、引き続き検討を行う。</p> <p>① 船員教育機関との協議のうえ、訓練受託費の段階的引き上げを実施する。（平成25年度 9,000円/人・月）</p> <p>② 教科参考資料等の販売を実施する。</p> <p>③ 運航実務研修の研修受託費について、これまでの検討結果を踏まえ引き上げを実施する。</p>	A	<p>「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、以下のとおり自己収入の確保を図っている。</p> <p>① 平成25年度の訓練受託費を9,000円/人・月（1,000円増）に引き上げている。</p> <p>② 教科参考資料等について、計画とおり実習生（3,956部）及び一般（3,292部）に対して販売している。</p> <p>③ 運航実務研修の研修受託費を8,700円/人・日（4,700円増）に引き上げている。</p>	
(2) 予算	(2) 予算		(2) 予算	
<p>[人件費の見積り]</p> <p>期間中総額15,797百万円を支出する。</p> <p>但し、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p>	<p>[人件費の見積り]</p> <p>年度中総額3,013百万円を支出する。但し、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p>	A	<p>予算は、計画にしたがい適正に執行されており、監事による業務監査、会計監査及び会計監査法人による会計監査が実施されている。</p> <p>年度中人件費の総額は、2,775百万円であった。</p>	
(3) 期間中の収支計画	年度計画 参照			
(4) 期間中の資金計画	年度計画 参照			

4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金限度額は、1,200百万円とする。	4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金限度額は、1,200百万円とする。	—	4. 短期借入金の限度額 平成25年度において、短期借入金は発生していない。 ※評価の対象とならない。	—
5. 重要な財産の処分等に関する計画 期間中に整備を計画している内航用練習船の建造状況を勘案し、次の処分を計画する。 (財産の内容) 練習船「大成丸(5,887ト)」	5. 重要な財産の処分等に関する計画 次年度に計画する練習船「大成丸(5,887トン)」の財産処分に関し、その手続きを開始する。	A	5. 重要な財産の処分等に関する計画 年度計画に従い、「大成丸」の財産処分に関する手続きを開始し、平成26年度に国庫納付手続を行うことになっている。	
6. 剰余金の使途 期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、航海訓練の質の向上及び練習船の安全運航を確保するための措置に充てる。 (1) 施設・設備、訓練機材等の整備、安全管理及び研究調査の推進 (2) 燃料油の高騰等による練習船の運航経費の不足	6. 剰余金の使途 期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、航海訓練の質の向上及び練習船の安全運航を確保するための措置に充てる。 (1) 施設・設備、訓練機材等の整備安全管理及び研究調査の推進 (2) 燃料油の高騰等による練習船の運航経費の不足	—	6. 剰余金の使途 今期における剰余金1百万円は、独立行政法人通則法第44条第1項の積立金として処理している。 ※評価の対象とならない。	—
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項		7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 施設・設備に関する計画 組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。 特に内航用練習船の導入に当たっては、建造費の抑制とともに、建造に係る業務運営の効率化に努める。 ① 航海訓練の実施に必要な内航用練習船の建造を行う。	(1) 施設・設備に関する計画 組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。 建造仕様書に基づき安全に配慮し、建造監督業務の効率化に努めつつ内航用練習船の建造に着手し、進水、完工を目指す。		(1) 施設・設備に関する計画 組織の目的の確実な達成のため、業務推進・活性化委員会の下に、中長期整備計画ワーキンググループを立ち上げ、中・長期的な整備計画を策定している。	

<p>② 海技士養成に必要な訓練の機材・設備の整備を図る。</p>	<p>① 航海訓練の実施に必要な内航用練習船の建造を行う。</p> <table border="1" data-bbox="593 244 969 440"> <thead> <tr> <th>施設設備の内容</th> <th>予算額 (百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航海訓練所練習船「大成丸」の代船</td> <td>450</td> <td>独立行政法人航海訓練所船舶建造費補助金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 国の「国庫債務負担行為」により、国からの建造費補助金の交付を3カ年間受けた後に民間から調達した資金を長期間に渡って返済する建造方式による。</p> <p>(注2) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等を追加する等、変更されることもある。</p>	施設設備の内容	予算額 (百万円)	財源	航海訓練所練習船「大成丸」の代船	450	独立行政法人航海訓練所船舶建造費補助金	<p>A</p>	<p>① 内航用練習船「大成丸」について、平成25年7月25日進水式、海上試運転の上、平成26年3月31日完工している。</p>	
施設設備の内容	予算額 (百万円)	財源								
航海訓練所練習船「大成丸」の代船	450	独立行政法人航海訓練所船舶建造費補助金								
<p>(2) 保有資産の検証・見直し</p>	<p>(2) 保有資産の検証・見直し</p>		<p>(2) 保有資産の検証・見直し</p>							
<p>保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、保有の必要性について検証する。</p>	<p>保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、保有の必要性について検証する。</p>	<p>A</p>	<p>実習生乗船率等の指標を用いた施設活用の評価を行い、現在保有する施設等が事務・事業を実施する上で必要なものであることを検証している。</p>							
<p>(3) 人事に関する計画</p>	<p>(3) 人事に関する計画</p>		<p>(3) 人事に関する計画</p>							
<p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定の改正</p>	<p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況を公表する。</p>		<p>国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づき、給与減額措置を役職員の給与に適用し、役職員給与の適正化に対応している。この結果、平成25年度の人件費削減率は14.3%</p>							

<p>を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。</p>	<p>また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の取組に係る取組を本年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。</p>	A	<p>（平成22年度比）となり、着実に目標を達成している。</p> <p>なお、法人の給与水準を示すラスパイレス係数は103.1となっているが、給与水準公表対象の人員構成による影響であり、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持に努めている。</p>	
(4) その他	(4) その他		(4) その他	
<p>中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を図る。</p>	<p>中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を図る。</p>	A	<p>社会情勢を勘案しつつ、業務推進・活性化委員会の場を活用して航海訓練の規模、組織統合体制等について、ワーキンググループを立ち上げ検討している。</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を受け、航海訓練所は海技教育機構と統合し、中期目標管理型の法人とすることが決定している。具体的な実施時期は、平成26年夏を目途に行政改革推進本部において決定されるが、統合に向け、国土交通省及び海技教育機構等と調整を行いながら、適切に対応している。</p>	

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評価の分布状況（項目数合計：27項目）

（27項目）

SS	0項目	
S	3項目	<input type="text"/>
A	24項目	<input type="text"/>
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

- 基本的に計画に沿って運営され、着実に実績を上げており、概ね所期の目標は達成できたと認められる。
- 四級海技士養成にあたり、若年船員の安全運航及び環境保護に係る能力強化と即戦力化を図る養成カリキュラムを策定するにとどまらず、特に瀬戸内海の夜間航行については十分に試行して安全性を確認し、既の実習に取り入れており、これらの取組は画期的なことで高く評価できる。
- 運航設備・訓練設備等の整備について、内航訓練用練習船「大成丸」の新造は運航設備・訓練設備の充実という観点から優れた取り組みであり、また、ECDIS訓練装置に関しては、仕様の決定だけでなく、実習プログラムを開発導入しており、時代の要請に強くマッチしたもので高く評価できる。
- 全国の自治体等の要請に応じ、練習船の一般公開とシップスクール等により、7万人を超える参加者に対して、海事思想の普及に努めたことは優れた実績として評価できる。また、法人全体でイベント参加や「海洋教室」の実施、ITを利用したフォロワー獲得などに多大な努力を傾けている点も目標達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
- 予算が制約されている中で、練習船の航海日数の増加、効果的な訓練手法の確立などに着実な努力を重ねていることを評価する。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- 航海訓練について、現状の「航海日数」は「最低限の日数」ととらえ、航海訓練の質的向上に向けて更なる努力を期待する。
- 内航用練習船の活用について、新たな活動及び更なる実施方法の工夫を期待する。

（その他）

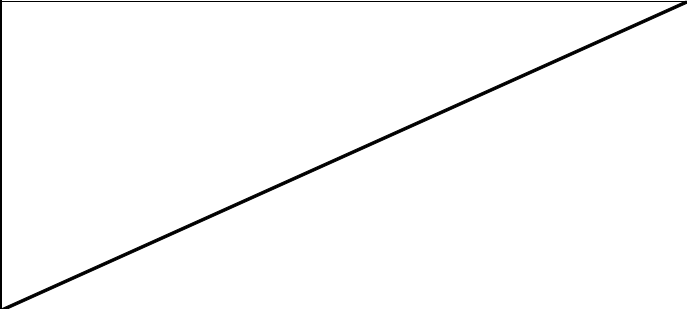
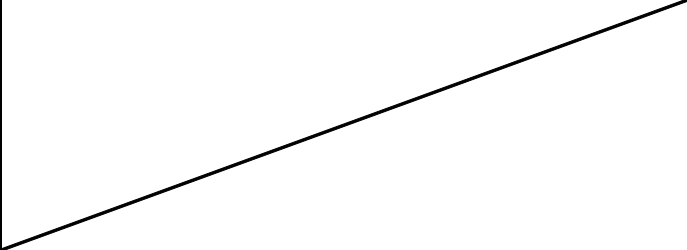
- 研究の実施について、件数が目標を上回り、内容も充実している。さらに、船員教育・船舶運航技術に生かされており注目したい。
- 実習生の適正な配乗計画について、平成25年度より新たに座学と実習のサンドイッチ方式の乗船システムを導入するとともに、導入に必要となる5ヶ年に及び配乗計画を関係機関と調整して策定するに当たって、多大の努力が傾注されたことは認められるものの、来年度以降における成果によって検証されるべきことであるので、今後の展開を期待する。

<p>総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階)</p> <p style="text-align: center;">A</p>	<p>(評定理由)</p> <p>法人の業務実績は、評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>
---	--

平成25年度業務実績評価調書 別紙

政独委「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」への対応について

法人名 航海訓練所

	実績	評価
1 政府方針等		
○ 過去の指摘(勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等)を踏まえた取組について明らかにした上での評価(【年度評価の視点】ii 関係)	<p>○ 今後は内航船員を養成するための訓練プログラムの実施と検証が重要である。</p> <p>業務運営評価説明資料(5段表) 「2. (1)航海訓練の実施」に記載済み (参考) 「内航船員養成教育訓練プログラムについて、内航海運業界からの要望が強かつこれまで実施困難であった次の実習訓練を盛り込むこととし、これに当たってはその安全性を確保するために、十分な試行を行いました。」</p>	
	<p>○ 法人の使命を果たすための根幹業務は「航海訓練」である。適切な航海日数とされている月平均7日程度を確実に実行するため、重要課題として取り組むことが望まれる。</p> <p>航海訓練の「あり方」について、良質な航海訓練の提供を行うため、ワーキンググループを設け検証し、平成26年度予算要求に反映した。</p>	<p>外部からの意見を反映しつつ、法人内にて検証を行い、平成26年度においては、月平均7日程度の航海日数を計画しており、法人の取組は適切と認められるが、航海訓練の質的向上に向けて更なる努力を期待する。</p>
	<p>○ 練習船でなくてはできない実習に重点をあて集中して教育されたい。</p> <p>業務運営評価説明資料(5段表)に記載済み 「2. (1)航海訓練の実施」に記載 (参考) (a) 三級海技士養成 (b) 四級海技士養成 等</p>	
	<p>○ 燃料代の高騰に対応して、より効率のよい訓練を実施することが望まれる。</p> <p>予算執行について、良質な航海訓練の提供しつつ柔軟性・即時性ある予算執行、及び安定的な業務運営を行うため、ワーキンググループを設け検証し、業務に反映させました。</p>	<p>燃料代の高騰に対応して、より効率のよい訓練を実施するため、ワーキンググループを設け検証し、業務に反映させており、法人の取組は適切と認められる。</p>

	実績	評価
<p>過去の指摘</p> <p>○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)における指摘事項を踏まえた評価。</p>	<p>① 受益者負担の拡大</p> <p>業務運営評価説明資料(5段表)に記載済み 「3. (1)自己収入の確保」に記載 (参考) 船員教育機関と訓練委託費の段階的引き上げを継続協議して9,000円/人・月とした。</p>	
	<p>② 自己収入の拡大</p> <p>業務運営評価説明資料(5段表)に記載済み 「3. (1)自己収入の確保」に記載 (参考) 内航用練習船と他の練習船との訓練分担を踏まえ、航海訓練体制を整備、次年度に向けた準備を行った。</p>	
	<p>③ 船舶の代船建造に併せた業務の効率化</p> <p>業務運営評価説明資料(5段表)に記載済み 「1. (1)組織運営の効率化推進」に記載 (参考) ・訓練委託費の引き上げ ・運航実務研修費引き上げ 等</p>	
	<p>④ 船員養成の効果的・効率的実施</p> <p>業務運営評価説明資料(5段表)に記載済み 「1. (1)組織運営の効率化推進」に記載 (参考) 航海訓練に関し前年度の検証を踏まえ継続的な改善を図った。</p>	
	<p>⑤ 船舶の代船建造に併せた要員の縮減</p> <p>業務運営評価説明資料(5段表)に記載済み 「1. (1)組織運営の効率化推進」に記載 (参考) 内航用練習船の就航に伴い要員を見直し、就業規則に定める定員表を改正した。</p>	

	実績	評価
2 保有資産の管理・運用等		
保有資産全般の見直し		
実物資産		
○ 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直しの状況及び結果についての評価。 見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価。	業務運営評価説明資料(5段表)に記載済み 「7. (2)保有資産の検証・見直し」に記載 (参考) 実習生乗船率等の指標を用いた施設活用の評価を用い、現在保有する施設等が事務・事業を実施する上で必要なものであることを検証した。	
金融資産		
○ 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価。	業務運営評価説明資料(5段表)に記載済み 「5. 重要な財産の処分等に関する計画」に記載 (参考) 計画に従い、大成丸処分について入札手続きは終了し、不要財産の財務大臣協議は認可受けた。 その後、平成26年度に国庫納付手続きを行う予定。	
知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価。	保有する特許権3件に関して、航海訓練及び船舶運航技術に欠かせないものとして保有を継続することとする。	保有する特許権3件に関して検討の結果、航海訓練及び船舶運航技術に欠かせないものとして保有を継続することを決定しており、法人の取組は適切と認められる。
3 内部統制		
○ 内部統制(業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組についての評価。 (注)内部統制に係る取組については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に取りまとめた報告書を参考とする。	業務実績報告書「2. (4)内部統制・コンプライアンスの充実・強化」に記載 (参考) 監査・調査の仕組みを確実に機能させるとともに、業務実績に関するモニタリングを実施して、業務の検証及び改善を実施しました。	
4 電子化等による業務の効率化		
○ 電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上での評価。	業務実績報告書「2. (5)業務運営の情報化・電子化の取組」に記載 (参考) クラウドシステムの事業継続計画(BCP)へ組込等、情報の電子化により業務の効率化を図った。	

	実績	評価
5 財務状況		
(1) 当期総利益(又は当期総損失)		
○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証。	当期総利益の主な発生要因は、人件費の執行残によるものであり、業務運営に影響を及ぼしていない。	人事院勧告に準拠した義務的経費に係る執行残であることから、適正に実施しており、法人の取組は適切と認められる。
(2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)		
○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価。	利益剰余金3,982千円は、人件費の執行残によるものであり、資産合計の0.00%未満にあたるため、過大な利益となっていない。	人事院勧告に準拠した義務的経費に係る執行残であることから、適正に実施しており、法人の取組は適切と認められる。
6 人件費管理		
(1) 給与水準		
○ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、厳格なチェック。 ・給与水準の高い理由及び講ずる措置について、法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。	平成25年度における当所の給与水準を示すラスパイレズ指数は103.1であるが、給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組んでいる。	法人の総人件費抑制に向けた取組は目標達成に向けて適切に行われており、着実な実施状況にあると認められる。
○ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況のチェック。	・ 給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組んでいる。 ・ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 98% (国からの財政支出額 5,645,602千円、支出予算の総額 5,864,580千円 平成25年度予算) ・ 累積欠損額 0円(平成25年度決算)	国に準じて適切に実施されており、法人の取組は適切と認められる。
(2) 総人件費		
○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。	中期計画に掲げる「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく人件費5%以上の削減については、定年退職後の不補充及び人事異動に伴う新陳代謝により平成18年度に達成している。 法人の給与水準は、国家公務員に準拠しており、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直し、人事院勧告に基づく給与改定及び給与減額支給措置を適切に行っており、引き続き国に準じて適正な給与水準が図られるよう取り組んでいる。	法人の総人件費抑制に向けた取組は目標達成に向けて適切に行われており、着実な実施状況にあると認められる。

	実績	評価
(3) その他		
○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。	福利厚生費については、国に準じた支出となっており、事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から適切に行なった。	国に準じて適切に実施されており、法人の取組は適切と認められる。
7 契約		
(1) 契約に係る規程類、体制		
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等の必要な評価。	契約に係る規程類については、独立行政法人航海訓練所会計規程の定めるところにより原則競争入札としており、独立行政法人航海訓練所契約事務取扱細則にて事務手続きを行っている。また、随意契約によることができる場合でも、企画競争、公募手続き、簡易入札制度に関する取扱要領を定め、競争性のある契約に努めている。	契約に関する規程類は整備され、それに基づき運用されており、法人の取組は適切と認められる。
○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等の必要な評価。	契約に係る体制については、独立行政法人航海訓練所会計事務取扱細則に基づき、少額の案件を除き、契約要求書全てを理事長まで決済を取り、競争入札を原則とした契約を行っている。また、航海訓練所内部に契約審査委員会を設け、必要に応じて審査を行うこととしている。	契約事務手続の体制は整備され、適切に審査、執行されており、法人の取組は適切と認められる。
(2) 随意契約見直し計画		
○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組についての必要な評価。	「随意契約見直し計画」については、やむを得ないものを除き競争入札にて契約することとしており、少額以外の案件で競争性のある契約が占める割合は、件数ベースで約92%、金額ベースで約96%といずれも「随意契約見直し計画」の見直し後の割合を上回っている。更に、一者応札・一者応募の案件については、入札公告、仕様書等の改善の余地の有無を、その都度検討している。また、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった案件を中心に、外部有識者による契約監視委員会において審議に諮り点検を実施している。	「随意契約見直し計画」の実施状況については、着実に実施されており、法人の取組は適切と認められる。
(3) 個々の契約		
○ 個々の契約の競争性・透明性の確保の観点からの必要な検証・評価。	個々の契約については、競争参加資格の拡充、入札公告の複数箇所の掲示(ホームページ、屋外掲示板、所内掲示板)を行うことにより競争性の確保に努めている。また、少額案件を除き競争契約の結果の公表、随意契約の情報をホームページにて公表するとともに、契約監視委員会においてその都度審議に諮り点検を実施している。	個々の契約については、競争参加資格の拡充及び入札公告情報の複数箇所への掲示により、競争性・透明性の確保に努めており、法人の取組は適切と認められる。